資料1

【法務省刑事局】

性犯罪の罰則の改正に関する法制審議会の審議状況等

- 平成26年10月~平成27年8月「性犯罪の罰則に関する検討会」
 - 刑事法研究者,法曹三者,被害者支援団体関係 者等による検討



- 平成27年10月9日法制審議会に諮問法制審議会(総会)において審議
- 平成27年11月~平成28年6月法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において審議
 - ・合計 7 回の審議 (被害者等からのヒアリングを含む)
 - ・平成28年6月16日(第7回会議)において要綱(骨子)の取りまとめ
- 平成28年9月12日法制審議会(総会)において審議の上,法務大臣に答申

性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する 要綱(骨子)の概要

- ① 強姦罪等の構成要件の見直し(第一,第二) 行為者及び被害者の<u>性別を問わず</u>,「<u>性交等」(性交, 肛</u> 門性交,口腔性交)を重い処罰の対象とする。
 - ※ 現行法は、「女子」に対する「姦淫」(性交)のみを強姦罪として 重い処罰の対象としている。
- ② 法定刑の引上げ(第一,第二,第五,第六)
 - 強姦罪,準強姦罪「3年以上の有期懲役」→「5年以上の有期懲役」
 - 強姦等致死傷罪「無期又は<u>5年</u>以上の懲役」→「無期又は<u>6年</u>以上の 懲役」
 - 〇これに伴い,集団強姦等罪(4年以上の有期懲役),集団 強姦等致死傷罪(無期又は6年以上の懲役)を廃止。
- ③ 監護者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした場合に関する罰則の新設(第三)

<u>18歳未満の者</u>を<u>現に監護する者</u>(例:父母等)であることによる<u>影響力があることに乗じて</u>,性交等・わいせつ行為をした場合(暴行・脅迫不要)

- → 強姦罪・強制わいせつ罪と同様の法定刑で処罰
- ④ 性犯罪の非親告罪化(第四)

強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、強姦罪、準強姦罪、 わいせつ・結婚目的の略取・誘拐罪を、<u>非親告罪化</u>。

- ※ 改正法施行前の行為についても、原則、非親告罪として取り扱う。
- ⑤ 強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則整備(第七) 強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は、その先 後を問わず、「無期又は7年以上の懲役」とする。
 - ※ 現行法では、

強盗が先行 → 無期又は7年以上の懲役

(強盗強姦罪:241条)

強姦が先行 → 5年以上30年以下の懲役

(強姦罪と強盗罪の併合罪:177条及び236条)

要綱(骨子)

第一 強姦の罪 (刑法第百七十七条)

の改正

十三歳以上の者に対 Ĺ 暴行又は脅迫を用いて性交、 肛門性交又は口腔性交 (以 下 「性交等」という

)をした者 は、 五年 以 上の 有期懲役に処するものとすること。 十三歳未満の者に対し、 性交等をした

者も、同様とすること。

第二 準強姦の罪 (刑法第百七十八条第二項) の改正

人の心 神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、 又は心神を喪失させ、 若しくは抗拒不能にさせて、 性交等を

した者は、第一の例によるものとすること。

第三 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせ

つな行為をした者は、 刑法第百七十六条の例によるものとすること。

二 十八歳未満 の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等

をした者は、第一の例によるものとすること。

三 一及び二の未遂は、 罰するものとすること。

第四 強 姦 0) 罪等 0) 非親告 罪 化

刑 法第一 百八十条を削除するものとすること。

刑法第二百二十九条を次のように改めるものとすること。

第二百二十四

[条

の罪及びこの

罪を幇助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれ

らの

罪の未遂罪は、 告訴 が なければ公訴を提起することができない。

三 一及び二の適 用 範 用

及び二に係る規定 (以下「改正規定」という。) により非親告罪化がされる罪であって、 改正 規

定の施行前 に犯したものについては、 改正規定の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなって

1 るものを除き、改正規定の施行後は、 告訴がなくても公訴を提起することができるものとすること。

第五 集団強 姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪 (刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項)

 \mathcal{O} 廃 止

刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項を削るものとすること。

第六 強制 わ 1 せつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪 (刑法第百八十一条第 一項及び第二項) の改正

刑 法 第百七十六条若 しくは第百 七十八条第 一項若, しくは第三の __ 0) 罪 又はこれら 0) 罪 \mathcal{O} 未 遂罪 を 犯

よって人を死傷させた者は 無期又は三年以上 の懲役に処するものとすること。

第 一、 第二若しくは第三の二の 罪又はこれら 0) 罪 \mathcal{O} 未遂罪を犯 し、 よって人を死傷させた者は、 無期

又は六年以上の懲役に処するものとすること。

第七 強盗 強 姦及 び 同 致 死 の罪 (刑法第二百四十一 条) 並びに強盗強 姦未遂罪 (刑法第二百四十三条) の 改

正

次の 1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、 無期又は 七 年

以上の懲役に処するものとすること。 ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、 その刑を減軽するこ

とができるものとすること。

1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪 (第三の二の罪に係るものを

除き、人を負傷させた場合に限る。)

2 刑法第二百三十六条、 第二百三十八条若しくは第二百三十九条の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又

は同法第二百四十条の罪(人を負傷させた場合に限る。)

二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、 その刑を減軽し、

又は免除するものとすること。

三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、 いずれか の罪に当た

る行為により人を死亡させた者は、 死刑又は無期懲役に処するものとすること。